

4. 判定士業務マニュアル

1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物応急危険度判定を行う判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い、余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

2 判定業務の心得

1. 判定士は、原則として市町村に設置される実施本部等の要請により判定業務に従事する。ただし、要請を受けずに自ら判定業務に従事することを希望する場合は必ず県（支援本部）の指示に従い行動する。
2. 判定士は、判定業務を行う被災地の県等が定めた業務基準を遵守し迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行う。

【解説】

- A 判定士は、自ら判定業務に従事することを希望する場合、被災地の実施本部に直接連絡すると混乱をきたす恐れがあるため、必ず県（支援本部）に連絡しその指示に従う。
- B 判定士は、判定業務に従事する場合には感染症対策を図ること。

3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

1. チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成される。

2. 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチーム（20名）により構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

3. 班長、副班長

班ごとに判定コーディネーターから任命され、班長は判定コーディネーターと協力し、判定作業内容の説明及び判定結果の集計を行い、副班長は判定資機材等の管理を行う。

4. 判定コーディネーター

実施本部、判定拠点等において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員で、判定コーディネーター1名が最大5班（100名）を統括する。

【解説】

- A 班長、副班長は、判定コーディネーターと判定士間の橋渡しの役割を果たす。
- B 判定コーディネーターは、実施本部と班長、副班長間の橋渡しの役割を果たす。

4 判定士の参集行動基準

1. 地元判定士の参集行動基準

地元判定士は、次のように行動する。

- (1) 実施本部から依頼された連絡員から参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間、参集場所（一次参集場所等）及び参集場所までの移動方法の確認を行う。
- (2) 判定業務に協力するかどうかは、家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。
- (3) 判定業務に参加する場合は、連絡員に対し判定活動受諾の連絡をする。
- (4) 判定士は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により参集する。
- (5) 判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して自己の健康状態を含め必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (6) 判定士は、参集場所到着後は原則として実施本部の指揮下に入る。
- (7) 判定士は、以下の内容の説明を判定コーディネーターまたは班長から受けるとともに、副班長から判定資機材等の提供を受ける。

- ① 担当する判定実施区域
- ② チームの1日の判定件数、チーム人数
- ③ 被災地の状況（立入が危険な区域、火災発生区域、救助活動区域等）
- ④ 気象情報（気温、風速、降雨等）
- ⑤ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ⑥ 判定方法（判定実施区域及び建築物、オペレーションタイプ、判定調査表等）
- ⑦ 被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
- ⑧ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
- ⑨ 1日の判定業務の結果の集計方法
- ⑩ 被災宅地危険度判定との連携
- ⑪ 判定作業中の危険防止についての注意
- ⑫ 定時の連絡方法
- ⑬ その他

- (8) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。

2. 県内応援判定士の参集行動基準

県内応援判定士は、次のように行動する。

- (1) 判定士は、居住市町村から依頼された連絡員から応援要請の連絡を受けた場合は、参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定業務に参加するかどうかは、家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。
- (3) 判定業務に参加する場合は、連絡員に対し判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材の指示を受ける。
- (4) 判定士は、参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 判定士は、被災地に到着までの間は原則として派遣元（県（支援本部）または市町村）の指揮下に入る。
- (6) 被災地の実施本部への移動は、原則として県（支援本部）が指定した方法により移動する。
- (7) 被災地の実施本部到着後は、原則として実施本部の指揮下に入る。
- (8) 判定士は、以下の内容の説明を判定コーディネーターまたは班長から受けるとともに、副班長から判定資機材等の提供を受ける。
 - ① 担当する判定実施区域
 - ② チームの1日の判定件数、チーム人数
 - ③ 被災地の状況（立入が危険な区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - ④ 気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ⑤ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ⑥ 判定方法（判定実施区域及び建築物、オペレーションタイプ、判定調査表等）
 - ⑦ 被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
 - ⑧ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
 - ⑨ 1日の判定業務の結果の集計方法
 - ⑩ 被災宅地危険度判定との連携
 - ⑪ 判定作業中の危険防止についての注意
 - ⑫ 定時の連絡方法
 - ⑬ その他
- (9) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。

【解説】

〔参集方法〕

A 判定士は、原則として、以下に示すような方法で参集する。

- (1) 連絡員は、実施本部の依頼を受けた場合、予め定められた連絡網等により各判定士に判定実施の連絡をする。この場合、連絡を受けた判定士は、判定業務参加可能、不可能を回答する。

- (2) 連絡員は、担当する判定士の業務参加可能者リストを作成し、実施本部へ連絡する。
- (3) 連絡員は、実施本部からの指示内容（判定従事期間、参集場所、参集方法、参集日時及び持参品等）を判定士に伝え、できるだけグループ毎の移動に心掛ける。

[参集行動基準]

- A 応援判定士の派遣は、原則として県（支援本部）で調整し取りまとめる。愛知県または市町村職員が、被災地到着までの統括をする。
- B 判定士は、被災地の実施本部到着後は判定コーディネーターが定める班構成に従う。また、判定作業の説明以降は、判定コーディネーターからの伝達事項や、判定コーディネーターへの報告事項は、班長または副班長が取りまとめて行う。

5 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部等が準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要となる判定資機材を持参すること。

【解説】

- A 判定士自ら用意する判定資機材としては、登録証、判定士手帳、ヘルメット、下げ振り、ハンマー、クラックスケール、筆記用具、コンベックス、軍手、ナップザック、携帯電話等が考えられ、また、被災地の状況や感染症対策として、雨具、防寒着、水筒、寝袋、常備薬、マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋等の準備も必要と考えられる。
(判定資機材一覧参照)
- B 判定士が、用意ができない判定資機材があるときは、実施本部から貸与を受けることができる。
- C 判定資機材として実施本部等で準備する物は、腕章、判定調査表、判定ステッカー、判定街区マップ、ガムテープ等である。

6 応急危険度判定の実施

1. 判定業務は、実施本部または判定拠点の判定コーディネーターが各班長に指示し各班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。
2. 判定士は、必ず判定終了時間、判定終了後の参集時間に遅参するの場合の対応を班長等に確認しておく。
3. 判定士の判定実施区域への移動は、班単位でまとめ実施本部又は判定拠点で指定した移動手段により移動する。
4. 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として周囲から識別できるようにする。
5. 判定作業は、原則として2人1組で行う。

6. 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
7. 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長等を通じ実施本部又は判定拠点と連絡を行い判定コーディネーターの指示をあおぐ。
8. 判定作業は、迅速かつ誠実にいき被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。なお、携帯電話の使用や写真撮影は十分配慮すること。
9. 判定結果については、判断根拠を随時建築物毎に記録する。
10. 判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。貸与された判定資機材を副班長に返却する。
11. 班長は、各判定士から判定結果等の報告を受け次第判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を様式3-1により行う。また、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について報告する。副班長は、判定コーディネーターから貸与された判定資機材を取りまとめ返却する。
12. 判定士は、翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。自宅に戻らない場合は、実施本部または県（支援本部）で準備した宿泊施設に宿泊する。
13. 体調の悪化等やむを得ない理由により途中で判定業務を中止する場合は、班長等に報告しその指示に従う。

【解説】

- A 判定作業の説明以降の判定作業の指示伝達、報告等は、連絡の一本化を図るため、必ず班長または副班長に行う。
- B 各判定士は判定作業終了後、判定結果を班長へ報告すると共に、異常が無くても必ずチーム相互の健康状態も併せて報告する。
- C 判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物については、判定時に判定調査表の欄外にその旨記載する。
- D 各判定士の行った判定結果の集計は、班長が取りまとめ判定コーディネーターに報告する。その際各班長は、判定士から特に注意を必要と報告された被災建築物については、判定結果以上により強力な立ち入り禁止等の措置が必要な場合は、その旨を判定コーディネーターに報告する。
- E 判定結果についてどのような根拠で判断したかを必ず記録しておくことは、判定調査表だけでは判断がつかねる場合もあり、その場合の判断は建築士としての知識、経験に委ねられる部分が多分にある。そのため、判断の根拠を記録する必要がある。又、所有者からの問い合わせ等に対する説明資料になる。

- F 判定作業中及び移動中においても、判定士としての責任と被災地の住民から大きな期待をかけられていることを認識し、誠意を持って行動する。

7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。

判定ステッカーには、判定結果の根拠や判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

【解説】

- A 判定ステッカーを貼る場所は、建築物の居住者・利用者だけでなく、建築物付近を通行する歩行者等にも識別できる場所とし、場合によっては複数の箇所に貼る場合もある。
- B 判定ステッカーには、例えば落下物を除去することで判定が変更になるような場合の対処方法及び注意事項等の記入を行う。特に「要注意」の判定をした場合は、必ず記入する。

8 住民対応等

1. 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定制度のPRパンフレットを持参し、必要に応じて住民に手渡す。
2. 所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等があった場合には、適切に回答するものとする。
3. 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りし速やかにその場を離れる。
4. 判定に際して、所有者（または居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、判定調査表にその旨を記録する（判定ステッカーを剥がされた場合も同様。）。
5. 住民への対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

【解説】

- A 判定に対する住民の理解を得るために、実施本部において広報活動を行うとともに、被災地においては、必要に応じて判定士自らが住民に対し判定に対する理解を求めていく必要もある。
- また、住民から判定実施状況等についての質問を受ける場合もあることから、判定士は実施本部の方針を把握するなどして、答えられるようにしておかなければならない。
- B 被災地の住民又は建築物所有者の対応については、PRパンフレット等を使用し誠意を持って行うこと。難しい場合は実施本部に対応を促す。

- C 実施本部の計画した判定実施区域以外の建物や対象外の用途の建築物所有者から、判定を頼まれた場合は、対応できない旨の理由を説明し、実施本部へ連絡するよう案内する。
- D マスコミとの対応は、原則として実施本部が行う。
- E 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれた判定ステッカー及び判定結果説明書を予め用意しておき、手渡す。
- F 質疑応答の例

(緑の表示で) 「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか?」と聞かれた場合。

(答え) 建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用してください。

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理してください。

(黄の表示で) 「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合には、判定ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください。(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。)

(赤の表示で) 「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) この建物は構造的に相当の被害を受けていますので、二次災害の危険があります。このままお住まいになると危険です。速やかに避難してください。

住民から、「何をしているか?」との問い合わせがあった場合。

(答え) (応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に関わるPRパンフレットを渡しながら) 私たちは〇〇市の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また、二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

(黄や赤の内容を見て) 「言うことを聞かなければならないのか?」あるいは、「強制力はあるのか?」と問われた場合。

(答え) これらは、技術的見地からの勧告としての表示です。住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

住民から、「被災・り災証明書を発行してもらいたい。」あるいは、住宅の相談を問われた場合。

(答え) 被災した建物のり災証明書を発行する調査は、○月○日から○○(場所、連絡先等)にて行います。今後の住宅の相談は、○月○日から○○(場所、連絡先等)にて行います。

※事前に判定コーディネーターに確認すること。

調査範囲外の住民から、「私の家も見てほしい」と問われた場合。

(答え) 「調査範囲などの判定計画は実施本部が行っていますので、実施本部までお問い合わせください。」と促す。